

西脇市議会基本条例（素案）

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 議会及び議員の活動原則（第 2 条・第 3 条）
- 第 3 章 議会機能の強化（第 4 条－第 8 条）
- 第 4 章 議会と市長等との関係（第 9 条－第 14 条）
- 第 5 章 市民と議会との関係（第 15 条－第 20 条）
- 第 6 章 議会の組織（第 21 条－第 25 条）
- 第 7 章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第 26 条－第 29 条）
- 第 8 章 改革の継続と見直し（第 30 条－第 32 条）

附則

議会は、市民から選挙で選ばれた議員により構成され、同じく市民から選挙で選ばれた市長とともに、西脇市の代表機関である。合議制の議会と独任制の市長は、本市にとって最良の意思決定を導くため、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意見を市政に反映させるために競い合い、協力し合いながら、市民の信託に応えなければならない。

平成 12 年の「地方分権一括法」の施行などにより、地方分権の推進が一層目指され、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大する時代を迎える中、議会はその持てる機能を十分に発揮し、信頼され開かれた議会として使命を果たしていかなければならない。

平成 20 年、多くの市民からの声を受け議会は改革の道を歩み始めた。議会の改革はいつも市民とともにある。議会は、その原点を踏まえ、多様な市民の意見を市政に反映できる合議制の機関としての特性を最大限生かしていくため、地方自治法等の遵守とともに、公正性と透明性の確保、積極的な情報の公開、政策活動等への多様な市民参加の推進を図る。さらには特定所管事務調査の充実、議員間討議の展開、市長等執行機関との緊張感の保持、議員の資質の向上、議会活動を支える体制の整備等について定め、市民の負託に応えていくことにより、市民が安心して生活できる豊かなまちを実現することを決意し、ここにこの条例を制定する。

## 解説

西脇市の議会と市長は、二元代表制の下で最良の意思決定を行うために、互いに競い合い協力し合いながら、市民の信託に応える責務があることをこの条例の基本理念としています。

地方分権の推進により、従来にも増して自己決定、自己責任が重要となる地方自治体運営について、議会の使命を最大限に果たすことを宣言するものです。

その基調は、地方自治法等の遵守とともに、情報公開、市民参加を積極的に推進するものとします。また、議会の持つ基本的役割とともに、この間決定・実践してきた改革事項を市民の前に明確にし、市民とともに豊かなまちを実現する手法として、議会運営のガイドブックにするべく定めるのがこの基本条例です。

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、もって市民が安心して生活できる豊かなまちを実現することを目的とする。

## 解説

この条例は、議会に関する基本事項を定めることにより、議会が二元代表制の一方の役割を担う合議制の機関であることを明らかにし、その活動により市民が安心して生活できる豊かなまちを実現することを目的としています。

憲法、地方自治法では地方議会のことを規定していますが、その組織、権限等の骨子や仕組みを述べているだけで、実際に各地方議会がそれぞれに運用している内容にまではふれていませんので、それを具体的に規定しようとする目的をもって定めています。

本条例でいう「市民」は、地方自治法第 10 条で定められた住民（市内に住所を有する者）とします。

## 第 2 章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市の意思決定機関であり、行政の監視機関としての責任を果たすとともに、市民の意見を反映した計画政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）の立案、決定及び評価のために、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 情報公開や市民参加の推進に努めること。
- (2) 透明性、公平性及び公正性を確保すること。
- (3) 平易な言葉で説明責任を果たすこと。
- (4) 法令等を遵守すること。
- (5) 市民の理解が得られる議会運営に努めること。

#### 解説

- 1 議会の活動原則は、市の意思決定や行政の監視機能など、もてる権能を十分に駆使して責務を果たすとともに、市政の課題に市民の意見を反映した政策立案を行うことや、説明責任を果たすこと、市民に理解が得られる活動を行うよう努めることを規定しています。
- 2 政策立案とは、議会が調査機能を発揮して市民福祉の向上に寄与する計画や事業を考え、実現するために提案することです。
- 3 法令等とは、国では憲法、法律、政令及び府省令、地方では条例、規則、規程などをいいます。

#### （議員の活動原則）

第3条 議員は、直接選挙で選ばれた市民全体の代表者であることを自覚し、合議制の機関である議会を構成する一員として、一部の地域、団体の課題のみならず、市政の課題全般について、自らの良心と責任をもって市民の負託に応えなければならない。

- 2 議員は、市政の課題及び市民の意見、要望を的確に把握するとともに、自己の能力を高めるため不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動しなければならない。

## 解説

- 1 議員は、市民全体の代表者であることを自覚し、議会を構成する一員として、市政全般について市民の負託に応えるために活動しなければならないことを定めています。
- 2 議員は、多様な市民の意見を反映し、市政全般の課題を把握するとともに、自己研さんに努め、市民の代表にふさわしい活動を行うことを義務化しています。

## 第3章 議会機能の強化

(委員会の活動原則)

- 第4条 委員会は、その所管に属する議案審査、事務調査、請願等の審査を充実させ、その機能を十分に発揮しなければならない。
- 2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査制度及び必要とされる重要課題を調査する特定所管事務調査制度の積極的な活用により、政策の立案、提言その他の能動的な活動に努めなければならない。
  - 3 委員会の運営については、西脇市議会委員会条例（平成17年西脇市条例第187号）で定めるところによる。

## 解説

- 1 委員会には常に設置されている常任委員会、議会運営委員会、議案審査のために一定の期間設置する特別委員会があります。
- 2 常任委員会は現在、総務企画、建設経済、文教民生の3委員会が設置されており、議員はどれかの委員会に所属するものとされています。それぞれの常任委員会は、本会議から付託を受けた議案の審査、所管に属する事務の調査等を行います。（各定数6人）
- 3 議会運営委員会は、議会運営に関する事項や、議会の条例、会議規則等に関する事項を所管しています。（定数7人）
- 4 特別委員会は、特定な事件（予算、決算、議会改革、議会広報編集等）を審査するために設置する委員会で、委員数は議決で定めます。）
- 5 委員会は、それぞれの権限に属する機能を充実させ、発揮しなければならないことを規定しています。委員会に専属する所管事務調査制度を積極的に活用することにより、政策の

立案と提言に努めることを規定しています。特に、所管事項を特定して行う調査を「特定所管事務調査」と位置付け、市政の特定事務を調査し、条例の提案、施策の提言等の成果を挙げるなど、積極的な活動を行なうことを意識付けする規定としています。

(議員間討議)

第5条 議会は、議案等の審議に当たっては、議員相互間の自由な議論を尽くし、合意形成に努めるものとする。

解説

議会は、議案や請願を審議し、可否等の結論を出す過程で、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を十分に行い、合意形成に努めることを規定しています。

(議案等の審査及び調査)

第6条 議会は、議案等の審査及び調査に当たり必要があると認めるときは、学識経験者等による専門的事項に係る調査に関する制度並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するものとする。

解説

議会は、地方自治法第100条の2の規定に基づき、議案の審査又は事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を、学識経験を有する者等にさせることができる規定、同法第115条の2の規定に基づく公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用した調査等を行うことを規定しています。

(請願及び陳情)

第7条 議会は、市民からの請願を政策提言と位置付け、その審議においては、請願者の要請があったときは意見を聴く機会を設けなければならない。

2 議会は、市民からの陳情を政策提言と位置付け、その調査において必要があると認めるときは、陳情者から意見を聴く機会を設

けることができる。

#### 解説

- 1 本条では、請願及び陳情を市民からの政策提言と位置付け、委員会審査において、提出者の要請に応じて意見を聴く機会を設けることにより、市民が議会に参画できることを定めています。
- 2 第1項では請願が憲法で国民に保障された権利であることから、請願者の意見を聴く機会を設けることを義務化しています。
- 3 陳情については、必要に応じて提出者から意見を聴く機会を設けることができることを定めています。

#### ※ 請願とは

国民をはじめ、広く人々が、国又は地方公共団体等に対し、それらが所管する事項に関し、一定の措置をとるよう希望し、申し出ることです。

[根拠法]

#### 憲法第16条

「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」

#### 請願法第2条

「請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれをしなければならない。」

#### 地方自治法第124条

「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」

（本市では請願の紹介は2名の議員で行うこととしています。）

#### ※ 陳情とは

国又は地方公共団体等の公の機関に対し、一定の事項に関して利害関係にある者が、その実情を訴えて、相当の措置を要望する事実上の行為です。請願と異なり、法律上保障されているものではありません。

(研修の充実)

第8条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、専門家及び有識者による研修会を積極的に開催するものとする。

#### 解説

議会は、議員の審議能力及び政策形成能力を向上させるため、議会運営及び市政全般に関する研修の充実に努めることを規定しています。

### 第4章 議会と市長等との関係

(基本原則)

第9条 議会は、市長及び執行機関の職員（以下「市長等」という。）と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行わなければならない。

2 本会議における一般質問については、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行い、質疑、緊急質問についても総括方式のほか、一問一答の方式でおこなうことができるものとする。

3 委員会での質疑等については、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができるものとする。

4 本会議又は委員会に出席を要請された市長等は、議員の質疑等に対して、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

5 本会議に出席を要請された市長は、議員提出議案や議員修正案に対して、議長の許可を得て意見を述べることができる。

6 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長の許可を得て市長等に対し文書による質問を行うことができる。この場合において、市長等は、これらに適切に対応するよう努めるものとする。

## 解説

- 1 議会は、行政への監視・けん制機能を発揮することにより、常に互いの緊張関係を保持し、議案の審議、報告の聴取、所管事務調査等の議会活動を通じて市の事務執行の評価を行わなければならないことを規定しています。
- 2 本会議での一般質問については、一問一答方式で行い、質疑、緊急質問及び委員会での質疑等でも同方式で行うことができることを規定しています。これは、総括方式に比較し質問と応答の正確度が高められることと、論点をはっきりすることから採用するものです。
- 3 市長等は、議員の質疑等に対し、語句の意味若しくは質疑等の意図又は政策的な考え方を確認することができること、また、市長は、議員提出議案・修正案に対し意見を述べることをできるとし、互いに議論ができる環境をつくることを規定しています。
- 4 議員は、会期中及び閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に文書質問できること、市長等はそれに適切に対応するよう努めることを規定しています。

(政策等形成過程の説明資料要求)

第10条 議会は、重要な政策等について、論点を明確にし、政策水準の向上を図るため、市長に対し、次に掲げる事項の説明資料の提出を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景及び目的
  - (2) 提案に至るまでの経緯及び検討した他の政策案等の内容
  - (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
  - (4) 西脇市総合計画との整合性
  - (5) 関係する法令及び条例等
  - (6) 政策等の実施に係わる経費の財源措置
  - (7) 将来にわたる政策等のコスト計算及び効果予測
  - (8) 市民参加の実施の有無及びその内容
- 2 議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。



#### 解説

- 1 市長が議会に提案する重要な政策等について、政策水準を高める議論を行うため、議会から8項目の説明資料を求めることを規定しました。
- 2 議会は、政策等を審議するに当たり、論点、争点を明らかにするとともに、政策等が執行された後の評価のポイントとなるような審議に努めることを規定しました。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第11条 議会は、予算案及び決算をするに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し政策別又は事業別の分かりやすい説明資料の提出を求めるものとする。

#### 解説

前条と同様に、予算案及び決算を議会に提出する際、現行法で規定された説明資料に加え、詳細な資料の提出を求めることを規定しています。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第12条 市政全般にわたる重要な計画等について、議会と市長等執行機関がともに市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、総合計画基本構想のほか、市政における重要な計画、提携及び協定のうち、議会における審議が必要と認めるものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議決事件として別に条例で定めるものとする。

#### 解説

- 1 地方自治法により、議会は条例で議決事件を定めることができます。そこで、総合計画基本構想を議決事件としたほか、今後、市民生活に大きな影響を与える計画等を議決事件として定めていくことを規定しています。
- 2 総合計画とは、地方公共団体における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定められるもので、基本構想部分と基本計画

部分に分かれています。そのうちの基本構想部分を議決対象としています。

(附帯決議)

第 13 条 議会は、本会議において可決した附帯決議について、市長に対し最大限尊重することを求め、併せて、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。

解説

議会は、議案の議決に当たり、その可否だけでは議会としての意見が十分表明できない場合、付随的に意見や要望を付けることがあります。その対応について、市長に道義的な責任を果たすよう求めることを規定しています。

(請願採択への対応)

第 14 条 議会は、採択した請願のうち、市長等において措置することが適当と認めた場合において、市長等にその趣旨を実現するよう求めるものとする。また、議会は、当該請願に関する事後の状況、対応等の報告を市長に求めるものとする。

解説

- 1 市民から提出された市政への請願を採択した場合、地方自治法の規定にのっとり、議会は、市長に対し、その願意の実現に努めること及び結果の報告を求めることを規定しています。
- 2 本条の根拠は、地方自治法第 125 条（採択請願の処置）「普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通公共団体の長、教育委員会、（中略）において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。」という規定によります。

## 第 5 章 市民と議会との関係

(基本原則)

第 15 条 議会は、市民の意向を議会活動に反映することができるよう広く市民の意見を聴取する機会の確保に努めなければならない。

- 2 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

#### 解説

議会と市民との関係の二大原則を「市民参加」と「情報公開」に置いています。そのうち、市政への市民参加を第一とし、市民からの意見聴取に努めること、次に、議会の情報公開を徹底することを規定しています。

#### (一般会議)

第16条 議会は、市政に関する政策的な情報及び意見を交換するため、必要と認める場合又は市民団体等の求めに応じた場合は、別に定めるところにより一般会議を行うことができる。

#### 解説

- 1 市政の諸課題について、議員と市民団体等が自由に意見交換をすることができる会議を開催できることを規定しています。市民団体等からの開催要望に可能な限り対応し、必要に応じて議会側から開催を求めることもあります。
- 2 一般会議に関することは、別に実施要綱で定めます。

#### (情報公開の推進)

第17条 議会は、議会の役割、責任を市民に明らかにするため西脇市情報公開条例（平成17年西脇市条例第21号）の趣旨にのっとり、議会が保有する議会活動に関する情報の一層の公開を図るものとする。

- 2 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会を原則公開とし、本会議及び委員会のインターネット配信に努めるものとする。
- 3 議会は、視察報告、全議案についての各議員の賛否等を公表するものとする。

#### 解説

- 1 市は、地方自治の本旨にのっとり、市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、公正で開かれた市政を推進し、市民の市政参加を促進する目的をもって情報公開条例を定めています。その条例に基づき議会が保有する情報を原則として公開することを規定しています。
- 2 現在、本会議では行っていますが、委員会においてもインターネット配信ができるように努めます。また、ホームページにおいても、従来行っていなかった行政視察の報告書や議案への各議員ごとの賛否等も公開し、一層の説明責任を果たすことを規定しています。

#### (議会報告会)

- 第 18 条 議会は、第 15 条の規定に関する基本原則の実効性を高める方策として、別に定めるところにより市民に対する議会報告会を原則として年 2 回以上開催し、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取して議会活動の改善を図るものとする。
- 2 議会報告会は、議会の審議経過及び議決結果の報告だけでなく、市政全般について市民との意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等に生かすものとする。

#### 解説

- 1 市民参加と情報公開の基本原則の実効性を確保するため、平成 22 年度から実施している議会報告会に関することを規定し、市民への報告と意見交換を行うことを明文化しています。
- 2 議会報告会に関することは、西脇市議会報告会実施要綱で定めます。

#### (議会だよりの充実)

- 第 19 条 議会は、議会だよりを毎定例会後に発行するものとし、臨時に発行できるものとする。
- 2 議会だよりに、議案に対する各議員の対応、一般質問及び委員会活動のほか、別に定める事項について掲載するものとする。
  - 3 議会だよりの編集は、議員から選出された委員による議会広報編集特別委員会が行うものとする。

#### 解説

- 1 年4回の議会定例会後に発行する西脇市議会だよりに掲載する内容を定めるとともに、議員による編集を行い、より分かりやすく読みやすい充実した紙面づくりを行うことを規定しています。
- 2 記載する事項は、西脇市議会報「議会だより」発行要綱で定めます。

(議場等の開放)

第20条 議会は、原則として年2回以上、市民に対して議場等を開放し、より親しみのある議会を目指すものとする。

#### 解説

議会主催のイベントなどで市民に議場等を開放することにより、議会に親しみをもつていただくとともに、市民との懇談を通じて、議会活動の活性化を目指すことを規定しています。

### 第6章 議会の組織

(議員の定数)

第21条 議会の議員の定数(以下「議員定数」という。)については、西脇市議会の議員の定数を定める条例(平成20年西脇市条例第29号)の定めるところによる。

- 2 議会は、議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点や近隣市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来予測及び展望を十分に考慮し、併せて、市民の意見を聴取する機会を設けなければならない。その場合において、参考人制度、公聴会制度を活用するよう努めるものとする。

#### 解説

平成25年実施の一般選挙から、議員定数を現行より2名減の16名とすることが決定しています。改正するに当たっては、慎重な調査を行うとともに、市民意見の聴取に努めなければならないことを規定しています。

(会派)

第22条 議員は、議会活動を行うに当たり、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。

#### 解説

会派とは、当該議会で基本的政策が一致した議員の集団のことで、本市では2名以上で構成しています。

(議長)

第23条 議長は、議会を代表し、中立公正な職務遂行に努めるとともに、円滑な議会運営を行わなければならない。

#### 解説

議長は、議会の秩序保持、議事の整理、議会事務の統理等を行う職務権限がありますが、中立公正に行わなければならないことを規定しています。

(議会図書室の充実)

第24条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会関連図書を充実させるとともに、議会図書室の一般利用(閲覧)に努めるものとする。

#### 解説

地方自治法で議会に図書室を置くことが規定されており、その充実に努めることを定めています。なお、一定の手続を経て、市民も閲覧利用できることを規定しています。

(議会事務局の充実)

第25条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の諸調査及び法制機能の充実に努めるものとする。

#### 解説

議会事務局は、議会事務に従事し、議長及び議員の職務を補助する組織として置かれています。議会がその権能を十分発揮できるよう、事務局の機能を充実することを規定しています。

## 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第 26 条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使するなど市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議会は、議員が行う市長等への口頭による要請等に対して、両者の関係の透明性を図るため、要請等の日時、内容、対応及び経過を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。

#### 解説

- 1 議員は、市民全体の代表者として、高い倫理感を持って市民の負託に応えるよう行動しなければならないことを規定しています。
- 2 議員が行政側へ行う種々の要請等に対し、不当要求的な内容にならないよう自覚することにより、一定の制限につながるよう、行政側に対し記録の作成を求めます。

(執行機関等委員の就任制限)

第 27 条 議員は、二元代表制及び住民自治の観点から、法令に定めがある場合を除き、原則として審議会等の市の付属機関の委員に就任しないものとする。

#### 解説

- 1 市の付属機関とは、地方自治法第 138 条の 4 及び第 202 条の 3 で設置及び権限等が定められた審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のために市が置くことができる機関です。
- 2 それらのうち、法令で議員の就任が決められていない機関の委員には就任しないことを規定し、議決機関として、議案審議前の政策等の決定には関わらない配慮をしています。

(政務活動費の執行及び公開)

第 28 条 議員は、市政諸課題の調査、研究及び政策提言等に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、西脇市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 18 年西脇市条例第 4 号)を遵守しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点から、市民から疑義が生じないよう、議長に対して証票類を添付した収支報告書を提出しなければならない。

3 議会は、政務活動費の収支報告を毎年度市民に公表するものとする。ただし、市民から前項の収支報告書の開示請求があった場

合は、速やかに開示するものとする。

#### 解説

- 1 政務活動費とは、議員の調査研究に必要な経費の一部が市から交付されるものです。その用途を明確にするため、条例の規定により収支報告書の提出が義務付けられています。
- 2 その収支報告書を毎年ホームページ等で公表することを規定しています。

#### (議員報酬)

- 第 29 条 議員報酬は、西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年西脇市条例第 44 号）の定めるところによる。
- 2 議員が議会活動を引き続き長期間休止したときは、議員報酬を減額して支給するものとする。減額する割合等については、西脇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成 22 年西脇市条例第 1 号）で定めるとおりとする。
  - 3 議会は、議員報酬の改定に当たって議員が提案する場合は、行財政改革の視点や近隣市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来予測及び展望を十分に考慮し、併せて、市民の意見を聴取する機会を設けなければならない。その場合において、参考人制度、公聴会制度を活用することができる。

#### 解説

- 1 議会議員の報酬は条例で定められていますが、本市議会の場合は、別に、本会議及び委員会を長期間に渡り欠席した議員には、報酬を減額して支給する条例を制定しています。
- 2 議会は、議員報酬を 2 年に 1 度開催される西脇市特別職報酬審議会の答申に基づき改正提案する場合以外には、十分な調査・検討を行い、市民の意見を聴くことを義務化しています。

## 第 8 章 改革の継続と見直し

#### (議会改革)

- 第 30 条 議会は、社会環境の変化と、新たに生じる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。



#### 解説

議会はこの条例制定までに継続的な改革を実施してきましたが、社会の変化や将来の市政の課題への対応のため、改革を継続することを規定しています。

(他の条例との関係)

第 31 条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する条例、規則等の制定、改正及び廃止に当たっては、この条例の主旨を尊重し、整合を図らなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

#### 解説

1 この条例は、議会運営における基本的事項を定めているものです。そのため、この条例に反する条例や規則等を制定することを禁じています。

2 この条例の理念を、常に全議員が共有・認識しておくため、一般選挙後には必ず、速やかに研修を行うことを義務化しています。

(検証と見直し手続)

第 32 条 議会は、年 1 回、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、改善の必要があると認められる場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

#### 解説

議会は、この条例の規定が守られ、目的が達成できているかどうかを、年に 1 回検証することを定めており、その結果、必要な場合には、この条例の改正を含めて、関係例規等の改正、整備、運用事項等の改善を行うことを規定しています。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。